

海部郡衛生処理事務組合変動型最低制限価格制度事務取扱要綱

令和6年5月30日 要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、海部郡衛生処理事務組合が執行する入札について、最低制限価格の予測困難性を高めることを目的として実施する変動型最低制限価格制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要綱は、予定価格を事前に公表する入札(以下「対象入札」という。)に適用する。

(最低制限基準価格の設定方法等)

第3条 管理者は、対象入札ごとに、予定価格を設定し、予定・制限価格調書に記載し、それを封書して、これらを開札場所に備えなければならない。

(最低制限価格の決定方法等)

第4条 対象入札を執行する職員(以下「入札事務執行人」という。)は、開札に先立ち、予定・制限価格調書及び21通りの算出率をくじ引きにより抽選し、最低制限価格(税抜)算出式により、最低制限価格を決定するものとする。この場合において、当該抽選を行う者は、入札事務執行人とする。入札事務執行人は、同条の規定により決定された最低制限価格を読み上げるものとする。

2 最低制限価格(税抜)の算定において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 21通りの最低制限価格(税抜)算出式は、対象入札ごとに入札公告と合わせて、公表するものとする。

《参考様式》

予定価格・最低制限価格算出資料

工事名

設計金額

(税抜額)

(税込額)

予定価格

(税抜額)

(税込額)

最低制限価格 (税抜) 算出式		最低制限価格	
くじ 番号	算出率	入札書比較 予定価格 (税抜) × 算出率	税込額
1	. %		
2	. %		
3	. %		
4	. %		
5	. %		
6	. %		
7	. %		
8	. %		
9	. %		
10	. %		
11	. %		
12	. %		
13	. %		
14	. %		
15	. %		
16	. %		
17	. %		
18	. %		
19	. %		
20	. %		
21	. %		

くじ引き番号

執行者

確認者

(落札者の決定等)

第5条 入札事務執行人は、入札書の開札後、予定価格の制限以下の価格で、第4条の規定により決定された最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格入札者を当該対象入札の落札者とする。

2 前項の規定により、落札者となるべき入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。抽選方法は、始めに、当該入札をした者は、くじを引く順番をくじ引きにより抽選し、別に用意するくじを、順番により選び落札者を決定する。

(最低制限価格の公表)

第6条 当該入札結果の公表と併せて当該決定最低制限価格は公表するものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。